

公園と地域の再デザイン

Urban Parks and Re-design the City

蓑茂 壽太郎

Toshitaro MINOMO

(一般財団法人公園財団 理事長)

「公園マネジメント研究への挑戦」として既報¹⁾で述べたように、わが国の都市公園での関心事は、一気にマネジメントの方向に転じている。既報では、挑戦すべき公園マネジメントの課題とその将来性について指摘した。具体的には、①都市公園を取り巻く状況の変化に適切に対応したマネジメントの取り組み、②各公園が有する独自性ないしは真正性を損なわないマネジメント、そして、それらに携わる③公園マネジメント職能の将来性についてであった。

そこで、本報では、一番目に掲げたことを少し掘り下げてみたい。都市公園を取り巻く状況の変化に照らしたマネジメントをきちんと行うことで、「公園は地域の再デザインの核と成りえる」について思考を巡らしてみたい。これに類することについては既に「地域再生と新しい公園」²⁾と題して、都市公園を地域資産として捉える視点を持つことにより、地域発展核となる都市公園の新たな道があることを述べているので、できるだけこれとの重複を避け、別の切り口で論じてみたい。

公園が地域づくりや地域活性化のポテンシャルとなることや可能性を秘めていることについては、都市から農村まで国土のいろいろな地域で指摘されてきている。都市においては緑景観や自然環境の優位性ゆえの捉え方であり、周辺不動産に外部経済をもたらすというもの、農村においては交流拠点としての可能性の高さからである。本稿ではキーワードとして「再デザイン」を用いる。これまでも再開発や再整備が都市の新しい方向を生み出す事業用語として使われてきたが、それらとは違う「地域の再デザイン」を発想することで、都市公園の持続性ある将来を考えることにしたい。都市再開発法が施行されて45年となり、近年は都市の再興という表現も見られる。が、こちらは一つの都市全体を単位としたもののようで、それより限定し、再開発より境界が緩やかな範囲を対象として「地域の再デザイン」を論じてみたい。

わが国の都市は戦後の復興から続いて経済成長の時代に現在の都市の姿を形づくってきた。新聞報道³⁾によると、来る2022年には日本全国の道路橋の約40%、トンネルで約31%が建設後50年以上になり劣化の問題を抱えているとのことである。橋とトンネルは、連続して初めて用をなす道路の接続点となる要の構造物である。その部分の老朽化を指摘しているのがこの記事である。果たして老朽化してきているのは道路だけであろうか。人口50万人から80万人程度の地方中核都市を訪ねて現状をつぶさに見てほしい。戦後の昭和30年前後に形成された中心市街地に建設された主要な建築物が建て替えの時期に来ている。たとえば地方銀行の本店やデパートなど、公共施設にあっては交通ターミナルや郵便局等の官公庁施設、NHK地方放送局の建て替えも例外でない。バブル期に始まった東京や大阪、名古屋等における再開発は、旧来の戸建て住宅地や近隣商業地などの防災性に問題がある密集市街地を面整備したもの。あるいは大規模な画地を有する施設の郊外移転や廃止に伴う跡地利用がその多くで、用途を大きく変更し、都市計画として高容積を付与した開発であって、その背景には世界の各都市との競争を余儀なくされた大都市ならではの業務、商業、都心居住などの特殊な床需要があった。これに対し、ここで関心を示す規模の都市では、大きな用途の変更はなく、かといって一つの建築物単位での単純な建て替えでは終わらないケースである。そこには低炭素社会、高齢化社会、まちの活

力の低下、コンパクトシティ、厳しい財政事情など新しい課題が複雑な形で横たわっている。本報で用いる地域の再デザインは、そのような状況において、従来の手法だけに頼るのではなく、社会情勢の変化に対応しながら可能性の最大化を図る方法として進められる挑戦である。この時、公園や広場などオープンスペースのポテンシャルをいかに引き出すかに注目したい。換言するなら、都市公園を核としてその周辺地域の再デザインをランドスケープ・イニシアティブ〈風景を調える〉として提案するものである。

■公園の役割と当該地域

地域が公園と無関係であることはない。公園と地域を対として捉えてみると、相互に強い関係にあることがわかる。公園のデザインはその立地を細かく分析してなされ、公園に近隣して生活する人や、そうした場所で事業を展開している人の多くは公園を活用しようとしているからである。しかしすべてがプラスの面から公園を見ているとは限らず、時として迷惑な空間として批判を浴びることもある。もちろん批判を受けず、公園の効用・効果を地域にもたらす方向を探らなくてはならない。

公園制度が日本に誕生して140年、世界の公園史ではこれより30年ほど古く170年となる。産業革命の進展に伴い世界の主要都市に誕生した都市公園 Urban Park は、地域にどのように役立ってきたのだろうか。高齢化社会に突入した先進国に今共通しているのは「健康長寿に役立つ都市公園」である。関連の国際会議でも health がキーワードである。このように地域に役立つ公園に思考を巡らすなら、当然、公園デザインと公園マネジメントの連携が密になり、新たな職能像が浮かび上がってくる。

世界の公園史170年の間に、公園は社会の変化に対応して進化してきた。振り返って、公園が「都市の肺臓」と言われた時期と炭酸同化作用が科学的に証明された時期は一致している。密集した市街地の中に、ちょうど公園が建物の窓枠のように存在し、そこから新鮮な空気が入り込むとのイメージから「都市の窓」と表現されたこともある。こうした自然科学的機能だけでなく、公園開園式的情景を描いたエッチングや写真からは、洋の東西を問わず公園がコミュニケーションの場となって人と人を結びつけ都市文化の発揚に寄与していたことがわかる。つまり公園の役割についての社会科学的意味付けも十分であった。またわが町初の公園は地域の人々にとっては未体験ゾーンでもあった。そこでの物事への出会いは新しい文化の移入ともなった。文化を培う器としての公園である。そして東京・横浜で未曾有の震災が発生した時、公園の周りが火の海となると、人々は開設直後の公園に逃げ込んだ。公園から離れた人は命を失い、近隣の人は助かったことから、公園は安全安心の場として評価され、以後計画された。このように、時代と共に公園の役割は変容し、また機能が重合することで公園の形態変化となった。

しかし、すべての公園が理想通りに進化してきているとは言い難い。一度造られた公園の改造の議論はそう多くはなかった。あったとしても過激な集会を禁止するための広場の改変や、公園の一部が道路用地として削られるなどネガティブな理由による改造の方が多かったように思う。これからはポジティブな改造や更新を議論すべきである。先に述べた道路橋やトンネルの老朽化の問題、その背景には大量に「整備された時期の山場」があるが、道路整備五か年計画が始まったのは1954（昭和29）年のことである。これに対して都市公園等整備五か年計画は1972（昭和47）年からであり、その開きは18年となる。公園の構造物についても、単純に考えて、これから10年、15年後に大きな山場が来る。都市公園の長寿命化計画は、これへの対処に属しようが、人間の寿命と一緒に健康長寿であることが重要で、物理的に使える、使えない、の問題に止まらない。公園が地域社会の中で活かされる状況を作り出すという社会的寿命に常に目を向けることである。社会的寿命の測定で有効なのは公園の外部経済効果や健康長寿に資する公園のエビデンスである。そうしたことも公園では今から視野に入れておかないと、不要な公園の廃止議論が続出し、これを食い止めることが不可能ということになる。

そうした危惧から、公園が地域とどのような関係にあるか、あるべきかが重要なのである。そして

公園単独での改造にとどまらず、周辺を含めた地域の再デザインに関心を広げることが重要と考え、公園の更新や改造を地域の再デザインと一緒にすることを提案したい。ここで公園の更新とは、年月が経過して成長した公園木や樹林の除伐をも含む「公園の樹」の扱いであり、改造では売店やレストランなどの便益施設の配置や施設構成などにおける収益性の確保を含む公園マネジメントへの敏速な取り組みである。

■選ばれる地域をデザインする — 町のブランドとなる都市公園 —

なぜそのような取り組みがこれからのまちづくりで必要なのかを次に考えてみたい。都市の盛衰や都市間競争が議論されていることは、選ばれる都市とそうでない都市の峻別が起こるということである。当然、求められるのは選ばれる都市であり地域である。

話は遡るが、公園が周辺地域に良い影響を及ぼすことは都市公園誕生期から目標とされていた。ニューヨークのセントラルパークの設計者は有名だが、構想者は意外と紹介されていない。その設計者が33点の応募があったコンペによりF.L. オルムステッドとC. ボーに決まり、この実績によりオルムステッドは「近代都市公園の父」と呼ばれるまでの仕事をする事ができた。その最初のお膳立てをしたのがニューヨークにセントラルパークを作る必要性を唱えたW.C. ブライアントである。ちなみに、昨今、公園マネジメントで注目されているブライアントパーク（ニューヨーク・マンハッタン）はこの人にちなんだ公園である。ウィリアム・カレン・ブライアント（1794-1878）は、ニューヨーク・イブニング・ポスト紙の編集者であり、約50年間にわたり実権を握った。元々が詩人であり奴隷廃止運動家でもあった。1844年に同紙上に「新しい公園」と題する特集を組みニューヨークに大公園をつくることを提唱した。何のために構想したのか。ブライアントは都市にはレクリエーションのための公園が必要であると論じている。ブルックリンの田園墓地で遊ぶニューヨーク市民の週末の行動を観察した上で、マンハッタン島が建物で埋め尽くされる前に、島の中央に50万ドルの用地費を準備して、蒸し暑い夏の午後の日陰やレクリエーションの喜びを与える場となる公園を造ることをランドスケープ・ガーデナーのA.J. ドウニング（1815-1852）の助言を得て提案している。なおブライアントは1856年に新党・共和党を創設し、大統領候補としてエイブラハム・リンカーン（1809-1865）をニューヨークに招き、1861年3月4日に第16代大統領への就任を実現させた。では、このようにマスコミ界と政界で実権を握っていたブライアントの根本思想は何であったか。ニューヨークをロンドンに負けない都市にする。田舎町・ニューヨークのブランド化のためにセントラルパークがどうしても必要だとした。ロンドンにはハイパークなどのロイヤルパークがあり、そうした公園がロンドンの町のブランド化に貢献していることを知っていたことであった。このようにアメリカにおける近代都市公園の誕生期にあって、幸運にも地元紙の枢要な位置にある人が「公園は町にあれば良いのでなく、まちづくりに無くてはならないもの」として捉えていたのであった。

翻って日本の現在、全国に10万か所の都市公園を整備し終えた。まだまだ公園を整備しなければならない地域はたくさんあるが、私たちは、都市に公園は必要だの段階から、次の段階に移る踊り場に立っているように思える。人口減少社会を迎えて、選ばれる都市や地域をつくる取組は避けられない。その戦略に何を取り上げるか。私は、公園や広場などのオープンスペースを活用した地域の再デザインを次の段階の主題にすることを提唱したい。現存する公園の価値向上への一つの重要な取り組みである。

■公園政策と地域政策の対応 — 都市公園イニシアティブの時代 —

このように公園と地域を密接なものとして捉え、意図してデザインすることにより、偶然ではない効果を導こうとするなら、公園施策と地域施策とを対応させて見るが必要となる。これからの公園マネジメント時代の方策を考案するうえで、公園政策と地域政策との相互性を一度眺めてみるこ

にした。

まずは我が国における昭和 25 (1950) 年以降の地域政策と公園政策を対応させてみた (附表参照)。戦後の地域政策の基本を昭和 25 (1950) 年制定の国土総合開発法に基づく政策にみてる。地域政策の最も上位に来るのが国土政策で、各々の地域政策はこの国土政策に基づいて基本方向が定められているからである。周知のように、最初の国土総合開発計画が示されたのは昭和 37 年閣議決定の全総で、これまでに第 5 次まで公表されてきている。公園政策と対応させてみるべき地域政策は、もちろんこの全総レベルのものとは限らない。これに続く各種法律の制定や改正、そうした法律を根拠に様々な地域政策が採られている。そこで機軸を全総で見て、細部を法律で見ることにする。

最初の全総 (1962) は岩戸景気により工業の発達が進み、国民所得の上昇がみられた時期に公表された。この計画では東京以外の全国各地に拠点を定めて開発を進めることで国土の新しい姿を求めようとした。期間は昭和 44 年までの 7 年間で、急速な工業化の影響に対処するため、この期間に公害対策基本法 (1967) が施行され、また都市計画法が全面改正 (1968) されて市街化調整区域の概念が登場し、都市再開発法 (1969) も制定された。都市計画法改正の前後に導入された山村振興地域 (1965) と農業振興地域 (1969) の二つの政策により、都市と農山村を二分した地域政策が明確になった。この間の公園政策はどうであったか。全総以前の昭和 31 (1956) 年に都市公園法を制定したことで、明治 6 年の太政官布達以降に延々と整備してきた都市公園を保守管理し他の利用の侵略を防ぐ方策が採られた。また翌年には戦前制定の国立公園法 (1931) を全面改正する形で自然公園法 (1957) が制定され、これにより都市公園体系から自然公園の名称が消え風致公園となった。都市への人口集中と地価の高騰などにより公園の整備が進まない中で、交通戦争から子どもを守る交通公園の施策や広大な運動広場の整備のため河川敷の公園利用の道が開かれ、一方では工業の発達に伴う公害防御の緑地帯を整備する施策が始まった。

そして次は昭和 44 年からの新全国総合開発計画である。経済成長が続き、物質的な豊かさは絶好調となるが、反動として世論は環境や精神的な豊かさに向かうことになった。新幹線や高速道路網の整備を骨格に全国各地に大規模プロジェクト方式による地域開発が始まり公共投資が急激に高まった。この期間、公園政策にも時代を画す動きがあった。都市公園等整備 5 箇年計画 (1972) のスタートである。道路整備 5 箇年計画から遅れること 18 年、河川から 12 年、下水道より 9 年遅れてのスタートであった。しかしその後の 6 次までの約 30 年間における公園整備に目覚ましい成果が見られた。経済成長のスピードに比較して都市公園整備のテンポが遅く、これを埋めるための政策であったが、昭和 50 年までの第一次では都市化による緑環境破壊の代償として、市街地の生活環境の改善のための基幹公園の整備がすすめられ、土地利用レベルでの緩衝緑地や広域公園、レクリエーション都市の整備にも及んだ。身近な公園の整備と共に大規模公園の整備が始まったのが特徴である。また関連する緑の制度として、都市緑地保全法や生産緑地法の施行もこの時期である。

三全総は、第一次オイルショック後の昭和 52 年のことで、これは経済成長時代から安定成長時代への転換期政策として見て取れる。地方定住圏構想により大都市圏人口を抑制し、地方を振興することで人口を戻す、過密過疎問題に対処する地域政策であった。そのためにテクノポリス構想などが進められる一方で、歴史を生かしたまちづくりや個性ある地域づくりが提唱され、全国画一からの脱却を狙った地域政策が打たれた。公園政策としては 5 箇年計画も第二次となり、従来の都市における公園政策に加え農山村での公園政策も見られるようになった。特定地区公園・カントリーパーク制度が創設されたことで、都市計画区域以外でも従来の農村公園の規模を超えた本格的な公園整備が始まった。農山漁村地域においての定住構想を促進するうえで公園施策が有効と位置づけてのことであった。また国営イ号公園の整備が次々と始り、日本が生活大国に進むうえで、公園政策を国土の全体に及ぼす意図が示されたと考察できる。また、国民体育大会の主会場となるような従来の総合運動公園に加え、競技場型ではない健康運動公園の整備が進められるようになった。長寿・健康福祉社会への対応とし

てなされた公園政策で社会の変化に向き合ったものであった。そして、全国都市緑化フェアが全国各地を持ち回る形で開催され都市緑化植物園の整備が進んだのもこの期間で、都市環境の保全・改善や自然との共生への対応を強く意識した公園政策として評価したい。

そして、昭和 62 (1987) 年の四全総となるが、この新たな政策の背景には情報化社会と国際化社会があり、そこで交流ネットワーク構想を柱としていた。この期間には生活大国 5 か年計画 (1992) も策定され、経済大国時代とは違った政策転換の兆しが見られ、公害対策基本法が環境基本法に改正され、やがて地球環境時代を受けた生物多様性国家戦略へと進み、これと整合した地域政策が見られるようになった。そこでとられた公園政策は第 4 次の 5 か年計画期間と重なるが、昭和 51 (1976) 年の都市公園法改正で制度化された国営公園の整備がさらに進められ、国営公園以外にも複合リゾートカントリ事業など地域づくりと一体となった公園政策が本格化し、単なる都市施設としての公園を超えて、地域づくりの重要な拠点として公園を捉えるようになった。

そして全総の流れは、第 5 次に当たる平成 10 (1998) 年の閣議決定で「21 世紀の国土のグランドデザイン」となり、約 10 年おきに策定されてきた従来の全総を大きく変えたものになった。開発中心、国中心からの脱皮もあり、副題に「地域の自立の促進と美しい国土の創造」を掲げた。平成 17 年に国土総合開発法が国土形成計画法に改正され、平成 20 年からは従来の国土総合開発に変わり、国土形成計画の概念で国土の再構築を政策提示することになった。この期間にとられた公園政策は、阪神淡路大震災による被災事例から防災公園だけでなく防災街区整備事業への拡大が見られたことであり、また都市公園事業による歴史まちづくり支援が始まるなど、景観法の制定も相まって都市公園イニシアティブの動き、すなわち公園という枠にとどまらず周辺へも効果を広げ、さらにエリア・マネジメントを視野に入れる傾向となった。

また、都市公園等整備 5 か年計画は平成 14 年までの第 6 次で終了するが、この間の 30 年間に整備された都市公園はスタート前と比較して、数にして 7 倍、面積で 4.3 倍となり、現在は全国で約 10 万か所の公園を管理運営する時代となった。公園の整備費を確保することから公園の管理費を工面することに公園設置の主体は直面している。質の高い公共サービス、厳しい財政運営や民間活力の導入、さらに行政が担う公共から市民が担う公共へと移行する等の時代背景から、公共施設の管理が維持管理から運営管理、そしてマネジメントに移行する。そうした一連の流れの中でとられたのが、地方自治体の指定管理者制度 (2003) であり、国営公園の市場化テスト (2007) である。

■結び

公園財団は「地域生まれの世界水準」をスローガンに公園の価値向上につながる仕事を進めている。このスローガンには二つの願いが込められている。一つは、公園はそのいずれもが存在する地域に根差したものでなくてはならないという考えで、その地域、場所ならではの個性を重視してマネジメントしていくとするもの。このことにより、公園が地域で持続するということである。マネジメントの基本は、公園の場合、その他の公共施設とは違いオーセンティシティ (正真性) を保証できる思想を持つことだと考えている。そしてもう一つは、世界の各国、各都市、各地域でのグローバルな経験を糧に、グッド・プラクティスをわが町の公園で実践することである。旧態依然の運営に怠らない高い水準を確保する考えである。その二つが実践されているか否かは、ひとえに都市公園のステークホルダーの評価にかかっている。厳しい目で正面から取り組む、問題直視の姿勢でありたい。

参考文献

- 1) 蓑茂寿太郎 (2012) : 公園マネジメント研究への挑戦、公園管理研究 VOL.6、PP.6-8
- 2) 蓑茂寿太郎 (2011) : 地域再生と新しい公園、公園緑地、VOL.71、PP.9-11
- 3) 読売新聞東京版 2014 年 1 月 4 日朝刊一面「インフラ再生 巨大市場」

	地域政策	公園政策・施策	その他の緑政策
昭和 25 (1950) 年	国土総合開発法、首都建設法、北海道開発法		
昭和 27 (1952) 年	電源開発法		
昭和 28 (1953) 年	離島振興法		
昭和 29 (1954) 年	土地区画整理法	市街地開発で一人当たり 3 m ² 、区域で 3 % の公園確保	
昭和 31 (1956) 年		都市公園法	
昭和 32 (1957) 年	東北開発促進法	自然公園法	
昭和 34 (1959) 年	九州開発促進法		
昭和 35 (1960) 年	農業基本法		
昭和 36 (1961) 年	所得倍増計画 新産業都市建設促進法、近畿圏整備法		
昭和 37 (1962) 年	全国総合開発計画を閣議決定 四国地方開発促進法、北陸地方開発促進法、中国地方開発促進法	交通公園設置運営要領	樹木保存法 (略記)
昭和 40 (1964) 年	東京オリンピック		
昭和 40 (1965) 年	河川敷地の占用許可、山村振興法	河川敷公園の誕生	
昭和 41 (1966) 年	中部圏開発促進法	緩衝緑地の創設	古都保存法 (略記)、首都圏近郊緑地保全法
昭和 42 (1967) 年	公害対策基本法		
昭和 43 (1968) 年	都市計画法全面改正	国営武蔵丘陵森林公園の整備に着手	市街化調整区域
昭和 44 (1969) 年	新全国総合開発計画・拠点開発方式 都市再開発法、農振法 (略称)		
昭和 45 (1970) 年	日本万国博覧会 筑波研究学園都市建設法	レクリエーション都市整備推進要綱	
昭和 46 (1971) 年	農村地域工業導入促進法	国営飛鳥歴史公園整備開始	
昭和 47 (1972) 年	日本列島改造論 工業再配置促進法	都市公園等整備五箇年計画 (第 1 次)、淀川河川公園整備開始	
昭和 48 (1973) 年			生産緑地法、都市緑地保全法
昭和 49 (1974) 年	第 1 次オイルショック 国土利用計画法		国営公園管理運営組織として公園緑地管理財団設立
昭和 50 (1975) 年		都市緑地、緑道の新設、都市緑化植物園 (通達)	造園施工管理技術検定制度創設
昭和 51 (1976) 年		都市公園等整備五箇年計画 (第 2 次)、都市公園法改正により国営公園制度、兼用工作物制度、都市緑化植物園	都市緑化推進要綱
昭和 52 (1977) 年	第三次全国総合開発計画・地方定住圏構想		緑のマスタープラン通達
昭和 53 (1978) 年		防災公園整備制度、国営昭和記念公園、滝野すずらん丘陵公園の整備着手	都市緑化のための植樹 5 か年計画
昭和 54 (1979) 年		国営常陸海浜公園の整備着手	
昭和 55 (1980) 年		特定地区公園・カントリーパーク制度創設、国営木曾三川公園の整備着手	
昭和 56 (1981) 年		都市公園等整備五箇年計画 (第 3 次)、公開緑地事業、国営みちのく杜の湖畔公園整備着手	都市緑化基金設立
昭和 57 (1982) 年		国営備北丘陵公園整備着手	
昭和 58 (1983) 年	テクノポリス法		第一回全国都市緑化フェア
昭和 59 (1984) 年		国営讃岐まんのう公園の整備着手	
昭和 60 (1985) 年		ふれあい公園整備事業	
昭和 61 (1986) 年		都市公園等整備五箇年計画 (第 4 次)、健康運動公園の整備開始、防災緑地緊急整備事業	
昭和 62 (1987) 年	第四次全国総合開発計画・交流ネットワーク構想 リゾート法	複合リゾートカントリー整備事業の創設	
昭和 63 (1988) 年	多極分散型国土形成促進法、ふるさと創生 1 億円交付		

	地域政策	公園政策・施策	その他の緑政策
平成元（1989）年	消費税導入	オートキャンプ場の整備、国営越後丘陵公園の整備着手、健康・運動施設整備事業	
平成2（1990）年	国際花と緑の博覧会 過疎地域活性化特別措置法	地域活性化拠点公園整備事業、国営アルプスあづみの公園の整備着手	市民農園整備促進法
平成3（1991）年	生産緑地法改正	都市公園等整備五箇年計画（第5次）	
平成4（1992）年	生活大国5か年計画策定、地方拠点法	建設副産物等の有効活用に資する都市公園等、国営吉野ヶ里歴史公園の整備着手	
平成5（1993）年	環境基本法、世界遺産認定	国営明石海峡公園の整備着手	
平成6（1994）年	地方自治法改正・中核市と広域連合、地方分権大綱	市民農園整備事業	緑の基本計画制度の創設、緑の政策大綱
平成7（1995）年	阪神淡路大震災 生物多様性国家戦略	グリーンオアシス緊急整備事業の創設、緑化重点地区総合整備事業、いきいきふれあい公園事業	市民緑地制度、緑地管理機構制度の創設
平成8（1996）年		都市公園等整備五箇年計画（第6次）、環境ふれあい公園	
平成9（1997）年		地域ルネッサンス公園	
平成10（1998）年	21世紀の国土のグランドデザイン 中心市街地の活性化に関する法律、NPO法	健康福祉公園都市づくり促進事業、再生資源活用緑地整備事業、中心市街地活性化広場公園整備事業、緑の歴史・文化地区保全整備事業	
平成11（1999）年		防災公園街区整備事業（2次補正）	平成の森づくり事業
平成12（2000）年		防災公園総合整備事業、国家的なイベントの会場となる都市公園整備	
平成13（2000）年	省庁再編		
平成14（2002）年	新・生物多様性国家戦略、都市再生特別措置法、エネルギー政策基本法 自然再生推進法、ホームレス自立支援法	国営東京湾広域防災公園事業、自然再生緑地整備事業 都市公園における遊具の安全確保に関する指針	
平成15（2003）年	社会資本整備重点計画法、美しい国づくり政策大綱 都市再生ビジョン、三位一体改革の動き、地方自治法改正	都市公園の指定管理者制度、観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進	
平成16（2004）年	景観法	都市公園法改正により立体都市公園、借地公園制度	都市緑地法（緑地保全地域、緑化地域）、市民緑地環境整備事業
平成17（2005）年	愛知万博 国土形成計画法	景観重要構造物等と一体となった都市公園の整備推進	
平成18（2006）年	まちづくり三法の一部改正・コンパクトシティ構想	防災公園等機能強化推進事業	
平成19（2007）年	観光立国推進法の施行、環境白書で循環型社会を標榜	国営公園の市場化テスト（公募型規格競争）	
平成20（2008）年	リーマンショック 国土形成計画	都市公園事業による歴史まちづくりの支援	
平成21（2009）年		都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、吸収源対策公園緑地事業	
平成23（2011）年	東日本大震災 歴史まちづくり法		